

枚方市告示第 192 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和5年3月17日

枚方市長 伏見 隆

1 指定する区域

別図のとおり（枚方市大字穂谷2128番9、2188番9及び2217番1の各一部並びに2128番10並びに枚方市大字尊延寺4581番223の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物